

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧下さい。

工事名		警視庁第八機動隊別館棟（２５）機械設備改修その他工事
工事種別		暖冷房衛生設備工事
工事場所(都県)		東京都
工事場所(市区町村)		新宿区若松町１４－１
工事概要		敷地面積 １０，９３５㎡ １．建物 １）別館 構 造：鉄筋コンクリート造 地上３階、地下１階 建築面積：約 ８６０㎡ 延べ面積：約３，５４０㎡ 用 途：庁舎 工事内容：空気調和設備、換気設備 改設一式、電気設備工事 改設一式、 建築工事 改修一式、撤去工事 撤去一式
担当事務所		東京第一営繕事務所
公示日／期限日／開札日		R7.6.10 / R7.6.24 / R7.8.5
工 期		契約締結の翌日から R8.3.19 まで
入札契約方式／落札方式		公募型指名競争入札／総合評価落札方式（企業実績評価型）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	暖冷房衛生設備工事 Ｃ等級又はＢ等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第３条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）
	企業の施工実績等	平成 22 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 （ア）空気調和設備（機器及び配管の施工を含むものに限る。）の更新又は新設 ただし、申請できる同種工事の施工実績は 2 件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。 施工実績を 2 件申請した場合、1 件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

「警視庁第八機動隊別館棟(25)機械設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、警視庁第八機動隊別館棟（東京都新宿区若松町 1 4－1）において、空気調和設備及び換気設備の改修を行う工事です。

(1) 主な工事内容

- ・ 空気調和設備：別館に設置されているマルチパッケージ形空気調和機の更新工事です。
配管（冷媒管、ドレン管等）及び制御配線等は撤去・新設としています。
- ・ 換気設備：別館に設置されている換気扇の更新工事です。
- ・ 電気設備：空気調和設備及び換気設備の改修に伴い、電灯設備及び動力設備の改修を行います。

(2) 施工時期、施工条件

- ・ 施工条件、施工日、施工時間については、現場説明書（現場及び技術に関する事項）をご参照ください。
- ・ その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設備等計画図」（K－01）、「仮設備等計画図（参考図）」（参考1から参考4）をご参照ください。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・ 法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量書活用方式の適用

- ・ 発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・ 契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・ 本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 週休 2 日促進工事の適用

- ・ 本工事は受注者が工事着手前に「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む完全週休 2 日（土日）Ⅱ型を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・ 現場施工に着手するまでの期間（開札日から 30 日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

(7) 見積活用方式の試行

- ・ 工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性

が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(9) 適切な工期の確保について

- ・本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。

【写真】



別館3階 道場



別館屋上